

大阪市水道局告示第40号

次の金融機関の店舗について、所在地変更の届出があったので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

令和8年7月3日

大阪市水道局長 坂本篤則

金融機関名	店舗名	所在地		変更年月日
大阪シティ 信用金庫	西支店	変更前	大阪府大阪市西区九条南1丁目 10番17号	令和8年7 月6日
		変更後	大阪府大阪市西区九条南1丁目 2番20号 ドーム前いずみビル 3階	

(水道局総務部経理課)